

重要なお知らせ(抜粋) ※よくある不具合の一覧※

A3 資料 追加予算

■はじめに

本補助金については、国庫補助金である公的資金を財源としていることから、社会的にその適正な執行が強く求められており、補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処されます。また、関西 家・街プロジェクト協議会から資料の提出や修正を指示された場合は、速やかに対応してください。適切な対応をいただけない場合、補助金の取り消しを行います。指定の期限を過ぎ、さらに対応いただけない場合においても補助金の取り消しを行います。書類や連絡事項、ご返答、重要なご連絡につきましては全てメール（当初登録申請のアドレス）でのご対応とさせていただきます。メール送信した内容の「見ていない」「知らない」は補助金運営上支障をきたしますそのようなことがないよう予めご了承ください。誠に致します。

■要望された書類は必ずご提出ください！

事務局・実施工業所から資料の提出や修正を指示された際は、速やかに対応してください。提出書類については事前にお知らせのない書類（ローン契約書、瑕疵保険証書、土地公図、基礎配筋検査証、など）追加の書類をご提出いただく場合があります。対応をいただけない場合、交付決定の取消を行うことがあります。

■建設地に係る制限

住宅が「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」第9 条第1 項の規定に基づく「土砂災害特別警戒区域」に掛かっている場合は、補助対象とすることは出来ません
※交付申請時には、令和3 年4 月1 日から 交付申請日までのいずれかにおいて、住宅が土砂災害特別警戒区域外であることについての建築士による証明が必要です。



■事業着手・事業完了について

令和3 年度内に事業に着手（木造住宅の請負契約による住宅においては工事請負契約等を締結した時点、また、売買契約による住宅においては根切り工事又は基礎杭打ち工事に着手した時点。）し、かつ原則として定められた期日までに事業完了（請負契約による住宅・建築物については、対象住宅・建築物の工事が完成し、契約に基づく工事費全額が精算された時点。売買契約による住宅は、対象住宅の工事が完成し、売買契約の締結、契約に基づく費用全額が精算された時点。）した上で完了実績報告を提出する必要があります。原則として定められた期日までに事業完了に至らないものについては補助の対象となりません。

■着工の開始について

採択通知の日以降（令和4年2月22日）に着工（根切り工事又は基礎杭打ち工事※に着手した時点）が可能です。

■事前着工の禁止

- ・採択通知の日（令和4年2月22日）より前に着工の禁止
- ・長期優良住宅、低炭素住宅の認定申請の受付前に着工（根切・杭打ち工事など）の禁止



■木造住宅の要件

対象住宅は、新築は建築主と当該申請の施工業者が工事請負契約を締結し、かつ当該住宅の建設を自ら（当該申請の施工業者）行う者によって供給される住宅（請負住宅）、又は買主と売買契約を締結し、かつ当該住宅の建設を当該申請の施工業者が行う住宅（建売住宅）の何れかとする必要があります。

■申請の手続き

交付申請、完了実績報告等、すべての手続きを支援室がWebサイトで提供するシステム（以下、『申請報告ツール』という）を用いて、電子申請方式で行っていただきます。原則として、紙媒体での書類提出はできなくなります。



・交付申請 「補助金枠の確保」のご連絡より12日以内に電子申請による交付申請を完了させてください。

・契約条件 着手（請負は契約の締結、売買は着工）が令和4年2月22日から 令和4年3月31日までの期間のもの

・実績報告 事業完了後、1ヵ月以内かつ完了実績報告提出期限まで工事が完成し、認定住宅完了報告かつ、契約額的全額精算された時点から1ヵ月以内。または令和4年9月30日(金)までに、実績報告のご提出が必要です。令和4年9月初旬頃までに工事が完成し、認定住宅完了報告かつ、契約額的全額精算を済ませる必要があります。

完了実績報告提出期限	事業完了の1ヵ月後以内の提出
※提出期限の延長がある場合は、 分り次第のご連絡となります。	かつ 最終期限令和4年9月30日まで

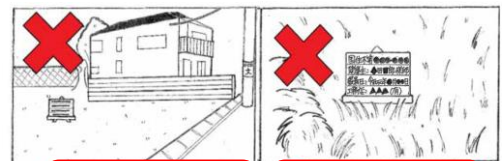
・事業完了とは 完了実績報告の提出の要件となる「事業完了」の時期を見直し、契約形態に応じて次のとおりとします。
請負契約による住宅・・・対象住宅・対象建築物の工事が完成し、契約に基づく工事費全額が精算された時点。
売買契約による住宅・・・令和3年度内に根切・杭打ち工事を行う物件が対象。対象住宅の工事が完成し、売買契約の締結、契約に基づく費用全額が精算された時点。

■写真の撮り忘れ厳禁！（看板と共に撮影/電子黒板・アプリ原則不可）

- ・交付申請書には着工前（更地）の敷地写真が必要です。
- ・売買契約の場合、着工後、3日以内の現地写真が必要とし、年度内に着工していることが確認できるものとします。
- ・令和4年2月22日以降の日付で撮影ください。

- ①採択通知番号 ⇒ M42
- ②建築主名
- ③撮影日
- ④工務店様名を記入してください。

M42	
建築主	●●●様
撮影日	令和3年●月●日
工務店名	●●●工務店



遠くで看板が読めない現地写真は申請書類として受理できません。看板は明瞭に撮影してください。

周辺建物を写し込んでいない、敷地全景が確認できない現地写真は申請書類として受理できません。

前面道路及び周辺の建物等を写し込んだ敷地全景を撮影し、必ず指定された方角、枚数を撮影してください。
上記条件が満たされない場合、補助金活用はできません

■工事費の支払いは金融機関等を利用！

完了実績報告では工事費等の支払いを証明する書類として、『領収書の写し』及び『送金伝票等の写し』を両方提出していただきます。従って、工事費の支払いは、現金手渡しではなく、金融機関等を利用することが必須となります。



領収書の写しとは

領収額、発行者（受注者）、発行先（発注者）、支払日が明記され、収入印紙に貼付け消印があり、施工業者が建築主（売買契約による住宅は買主）に交付したものの写し。
※領収書が紙媒体ではない場合（アクションリや電子メールに添付して発行される領収書）は、その旨が確認できるものとします。

送金伝票等の写しとは

金融機関等の第三者を通じた支払いが確認できるものとして、通帳、振込受付書（金融機関の受付印があるもの）、振込明細書、インターネットバンキングの入出金明細照会等の写し（施工業者が金融機関を通じて建築主（買主）から支払いを受けたことが証明できるもの、または、建築主（買主）が施工業者に金融機関を通じて支払ったことが証明できるもの）

「領収書」「送金伝票等」の両方が揃わない場合は、補助金が支払われないことと減額となる場合があります。



■住宅ローンを活用している場合

工事費の支払いを証明する書類として「通帳の写し」などを提出した場合で、振込者がローン会社となる時は、発注者が住宅ローンを活用していることを確認する必要がありますので、ローンの契約書等の写しの提出が必要となります。

■地名地番は誤記入厳禁！

請負契約書、補助金申請書類（交付申請書類・実績報告書類）、建築確認申請等、認定住宅申請等などの建設場所の記載については契約前に必ず地名地番を確認していただき、誤記入等が無いようにしてください。間違いがあった場合は補助金の受給ができません。

■追加工事が発生した場合は追加工事契約書が必要！

追加工事などで請負契約時より金額が変更した場合、追加工事契約書等を締結してください。実績報告時に必要となります。
（見積書等は不可です。）



■契約の変更

交付申請後は工事請負契約をやり直したり、契約形態を変更したりすることはできません（請負→売買、売買→請負）。また、一旦締結した工事請負契約書の日付を訂正したり変更したりすることもできません。

■ゼロエネルギー住宅枠で補助金を利用される場合

実績報告時に「住宅瑕疵担保責任保険の保険証券又は保険付証明書」を提出いただきます。



■補助金の還元

施工業者（交付申請者）は、本補助金の交付を受けたとき、受領した当該補助金相当額について、直ちに現金の支払いにより甲に還元する必要があります。

※補助額は、完了実績報告により実施支援室が適切に認めた後に乙に送付される「額の確定通知書」に記載されている額



■現地検査等

実施支援室は、補助金の適正な実施を図るため、必要に応じてグループ構成員に対して関係資料の提出の指示及び現地検査を実施します。したがって、グループ構成員は、実施支援室が補助事業の内容について報告を求め、現地検査等を行う場合は、これに協力しなければなりません。

■補助金の併用

以下の国の他の補助事業については、その補助対象が本事業と重複することから、補助対象部位の切り分けに関わらず併用することはできません。

- ＜新築＞
- ①ZEH支援事業
- ②ZEH+実証事業
- ③グリーン住宅ポイント制度
- ④住宅の建設に関する都道府県等からの補助（国庫補助が含まれているもの）のうち補助対象が本事業と重複するもの